

2020年2月10日

特許庁 審査第一部 意匠課 意匠審査基準室 御中

「意匠法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に対する意見

一般社団法人 日本知的財産協会  
意匠委員会  
(担当：副理事長 佐野裕昭)

平素、日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。  
さて、令和2年1月16日付にて提案を募集されております首題の件に関しまして、当協会の意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

関連意匠制度の拡充に係る規定の整備案については、賛同いたします。一方、保護対象の拡充に係る規定の整備案については、記載欄における文言が本来示す内容と記載する事項とを一致するよう改善いただくことを要望いたします。

#### 1. 関連意匠制度の拡充に係る規定の整備（様式第2備考7）案について

「関連意匠にのみ類似する意匠を出願する際に、基礎意匠ではなく、本意匠とみなされた意匠を願書に記載する旨を規定する」ことについては、賛同いたします。連鎖する段階的な関連意匠においては、基礎意匠を基とする関連意匠が複数派生することが可能であって、その関連意匠にのみ類似する意匠の出所を明確にするため、「関連意匠にのみ類似する意匠を出願する際に、基礎意匠ではなく、本意匠とみなされた意匠を願書に記載する旨を規定する」ことは、適当と考えます。

#### 2. 保護対象の拡充に係る規定の整備案について

##### (1) 建築物、画像又は内装の意匠の用途の記載方法（様式第2備考8及び10）

「【意匠に係る物品】」の欄に建築物、画像又は内装の意匠の用途を記載する旨を規定するとされていますが、建築物、画像および内装は物品ではありませんので、出願人の誤認による記載不備を招くおそれが生じます。よって、建築物、画像および内装の保護対象の拡充にともなう新たな出願人や外国出願人等を考慮し、記載欄における文言が本来示す内容と記載する事項とを一致させることが望ましいと考えます。

具体的には、「【意匠に係る物品】」の欄を、「【意匠に係る物品又は、建築物、画像、内装の意匠の用途】」のように夫々の項目を併記する、もしくは、「【意匠に係る物品】」の欄と、「【建築物又は画像、内装の意匠の用途】」の欄とを選択のうえ記載する、「【意匠に係る対象】」のように記載すべき事項の同義且つ総称する語句を用いる等、記載欄に

おける文言が示す内容と記載する事項とを一致させることにより、出願人の誤認による記載不備を招くことなく、記載不備等の拒絶理由の通知を低減することができるものと思慮いたします。尚、システム等における課題により、「【意匠に係る物品】」の欄の修正が難しい場合であっても、速やかに改善いただくことを要望いたします。

(2) 画像の意匠を出願する際の「【意匠に係る物品の説明】」の欄への記載方法（様式第2備考41）

上述しました意見と同様に、「【意匠に係る物品の説明】」とするのではなく、「【画像の意匠に係る用途の説明】」のように、記載欄における文言が本来示す内容と記載する事項とを一致するよう改善いただくことを要望いたします。

(3) 内装の意匠を出願する際の「【意匠に係る物品の説明】」の欄への記載方法（様式第2備考45）

上述しました意見と同様に、「【意匠に係る物品の説明】」とするのではなく、「【内装の意匠に係る用途の説明】」のように、記載欄における文言が本来示す内容と記載する事項とを一致するよう改善いただくことを要望いたします。

以上